

「ちよつとおかしいな?」と思う出来事でも、確認すると、早急な対応が必要なことがあります。

民生委員をはじめ、見守り事業に取り組む多くの協力機関・事業所の皆さんが、ネットワークの目安にしている「気付きのポイント」を次のとおりまとめました。

○繰り返し同じ物を買ったり、同じことを言う

・何度も通帳を再発行する。数日前に再発行済みであることを説明すると、生活に関するさまざまな不安を訴えてくる
・会うたびに、同じことを言う。鍵などの大事なものを頻繁になくしているようである

○最近目立ってやせてきた、顔色が悪い

・出会ったときに、以前よりやせて元気がない。店の前にずっと座っている
・夫を介護している妻が疲れしているようである。妻にも病気があり、今後のことが

心配
・一人暮らしの方で、体調が悪いようだが、受診をしていない

■日頃からの備え

相談を受けた場合は、訪問などで支援につなげています。相談内容は「認知症」に関するものが多くなっています。認知症は、症状の進行とともに、少しずつ問題行動として現れます。日頃から「本人が変わった様子はないか」「受診をすすめたほうがよいのか」など、家族だけでなく、地域で見守ることが大切です。また、自宅で急に具合が悪くなったりしたために、持病や緊急時の連絡先などのメモを事前に特定の場所に保管しておくことが大切です。救急隊などに迅速な情報提供を行う「救急医療情報キット」の活用が有効です。キットの配布は、高年福祉課または各支所に申し込みください。

《問合せ》高年福祉課地域包括支援センター
☎24-2409

くまの相談室だより 72

～若者も狙われています!それって悪質商法かも～



進学・就職などで親元を離れ一人暮らしを始めた若者が、20歳を過ぎ、未成年者を理由とする契約の取り消しができなくなるのを狙った消費者トラブルが増加しています。

〈事例1〉

「見知らぬ異性からの誘い」



インターネットなどのSNS(ソーシャル・ネットワーク)キング・サービス)で知り合った異性から食事に誘われて出掛けた。2時間近く雑談をしているうちにアクセサリーの話題になり、高額な指輪を勧められた。最初は断っていたが、4時間近く勧誘されて契約してしまった。

アドバイス

見知らぬ異性からの誘いには十分注意しましょう。



また、就職活動中に「無料セミナーを受けませんか」と呼び出され、セミナー終了後、高額な就職活動のための講座に勧誘されるケースもあり、要注意です。

〈事例2〉

「友人からの『もうけ話』」



友人から呼び出され、投資用DVDを購入しよう勧誘された。断りきれずに契約したところ、「車を買う」名目でローン会社から60万円を借りるよう指示され、借りたお金でDVDの支払いをした。その後、DVDの利用方法は教えてもらえず、誰かを紹介すると、一人につき10万円を渡すことばかり強調される。

アドバイス

友人や先輩から勧誘されても、安易に契約しないでください。断りにくい状況になっても、内容が十分に理解できなければ、はっきりと断りま

しょう。

また、紹介料を得るために強引な勧誘をすることで、友人関係の崩壊や金銭トラブルになるおそれがあります。注意しましょう。

SNSを悪用した

トラブルが増えています



SNSを悪用して接近し、親しくなったと錯覚させた後、高額な商品やサービスの契約を迫る手口が増えています。

個人情報や安易に公開しないようにするとともに、SNSで知り合った相手の書き込み内容などをうのみにしないよう気を付けましょう。少しでも困ったな、おかしいなと思ったら、すぐに豊岡市くまの相談室に相談してください。

《豊岡市くまの相談室》

▽相談受付 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)
午前9時～午後4時
▽相談場所 生活環境課内
▽電話相談 ☎21-9001

要支援認定者等のホームヘルプサービスやデイサービスの事業

○4月から市が実施

介護保険の介護予防
給付制度で実施

4月から

同じ介護保険制度の中で、市が実施する地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)で実施

○何が変わるのか

基準	国が全国一律で設定	→	市が独自に設定
サービス提供者	国の基準を満たした事業者	→	市が認める者(多様な主体)
サービス内容	国の基準で決められたサービス内容	→	市が設定(柔軟な内容が可能)
利用料	全国一律	→	市が独自に設定

介護保険制度が変わります⑤

4月から要支援認定者等のホームヘルプサービス、
デイサービスが市の事業に

豊岡市のサービス

○二つのサービスを提供

① 予防給付基準サービス：ホームヘルプサービス、デイサービスを、今と同じ内容利用料、基準で、市が認めた介護事業者等が提供します。

② 支え合いサービス：買物、ごみ出し、見守りなど、利用者のニーズに合ったサービス(身体介護や調理、入浴サービス、機能訓練などの専門的なサービスは除く)をNPOや社会福祉法人、民間の事業所などが受け皿になり、地域住民といっしょになって提供します。



○いつからどこで実施?

① 予防給付基準サービス
4月1日から市全域で実施します。

現在、ホームヘルプサービス等の事業を行っている事業者は、今までどおりこのサービスを提供する予定です。今、要支援のホームヘルプサービス等を利用している方は、同

じ事業者で同じ内容のサービスを利用できます。

② 支え合いサービス
サービス提供の準備ができた地区で、10月から開始する予定です。

○誰がどうやって利用

総合事業の対象者は、要支援の認定を受けた方が基本チェックリストという生活機能の評価項目の所定の項目に該当する方です。

また利用するには、地域包括支援センター等が作るケアプランが必要です。
総合事業サービスの利用を希望する方は、同センターまたは市に相談してください。



▲配食等生活支援サービス

なお、予防給付基準サービスと支え合いサービスのどちらを利用するかは、同センターが面接等で判断します。



▲ミニデイサービス

支え合いにかかわって
みませんか

○支援の担い手に

支え合いサービスには、団体等と地域住民・ボランティア(有償も含む)との協働が必要です。資格は必要なく、専門的なサービスは行いませんできる範囲で、支援の担い手になってみようと思われる方は、高年福祉課に連絡をお願いします。

《問合せ・協力の連絡先》

高年福祉課 ☎ 29-10055